

Title	磯田道史君提出学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	2002
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.71, No.4 (2002. 11) ,p.151(629)- 159(637)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20021100-0151

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

磯田道史君提出学位請求論文審査要旨

論文題目「近世大名家臣団の社会構造」

〔論文の構成〕

序章

先行研究の現状と問題点

- ① 幕藩官僚制論と近世領主制論
- ② 侍・徒士・足輕以下
- ③ 足輕以下への注目
- ④ 先行研究の問題点

研究の対象と手法

分析対象

分析手法

研究の課題と構成

- ① 分析課題
- ② 全体構成

第一部 家格と階層秩序

第一章 格と礼の秩序序章

第一節 格としぐさ

- 一 近世大名家臣の格
- 二 同間

三 様付

四 書札礼

第二節 格と身なり

一 衣類

二 履物

三 下駄脱ぎ

四 土下座

第三節 格と敬礼

一 敬礼の作法

二 家中の序列構造

第四節 足輕以下と徒士以上

一 帯刀と袴着用

二 格の識別

三 足輕の地位

第二章 格式禄高と婚姻

第一節 史料と分析方法

第二節 禄高と通婚範囲

一 通婚の内訳

二 禄高別の通婚行動

三 内婚の範囲

第三節 通婚の地理的範囲

一 武士の地域的通婚圏

二 通婚距離

第四節 身分外の通婚

第五節 通婚行動の規定要因

- 一 婚姻願届
- 二 通婚適格家数

第三章 格式禄高と養子

- 第一節 分析対象
- 一 分限帳と由緒書
- 二 清末藩士の階層構成

第二節 養子相続の実態

- 一 養子相続率
- 二 養子の選択
- 三 養子相続と家の存続

第三節 養子と階層移動

- 一 階層の流動化と固定化
- 二 階層移動の範囲と方向
- 三 藩士の地位達成

第四章 婚姻・出生の階層差

- 第一節 課題と分析対象
- 第二節 当主のライフコース
- 第三節 初婚と出生の階層差

第二部 階層の再生産構造

第五章 徒士層の編成制度

- 第一節 近世前期
- 第二節 近世中後期

第三節 徒士と足輕

- 第六章 足輕層の編成制度
- 第一節 譜代と一代抱
- 第二節 年齢要件

第三節 体格要件

- 第三節 身分要件
- 第四節 身分要件
- 第五節 跡株の成立

第七章 士・徒士・奉公人の相続実態

- 第一節 相続願の階層別集計
- 第二節 家中下層の相続形態
- 一 隠居年齢の格差
- 二 相続人の条件

第三節 士・徒士・奉公人の相違点

- 一 「御用相立候者養子」の制度
- 二 養子取組の法定範囲

第八章 「譜代」足輕の編成実態

- 第一節 足輕組の構造
- 第二節 召抱と組入
- 一 召抱の規定
- 二 召抱の手続

第三節 召抱と相続の実際

- 一 実子・養子・看抱の割合
 - 二 諸士と足輕の比較
- 第四節 「譜代」足輕の実態

- 一 欠落と永暇
- 二 徒士格への立身
- 三 「譜代」足輕の再生産構造

第三部 居住形態と經濟構造

第九章 足輕・中間の供給実態

第一節 津山藩の奉公人雇用

第二節 山北村の武家奉公

第三節 奉公の手続きと内容

第四節 奉公後の経過

第五節 幕末維新と奉公の変化

第十章 侍・徒士・足輕以下の存在形態

第一節 侍・徒士・足輕以下の居住形態

一 城下町絵図

二 人別の付籍地

第二節 足輕・小人の存在形態

一 小人奉公

二 輕輩・足輕の居住と生計

三 徒への昇格と苗字

四 離村

第三節 徒の存在形態

一 城代支配徒格岡家

二 岡家の生活状態

三 士・徒・足輕の生活比較

第四節 兵農分離の實際

第十一章 侍と奉公人の雇用

第一節 一七世紀の武士世帯

一 奉公人の雇用数

二 家族の規模と構造

第二節 一八世紀以降の武士世帯

一 奉公人の減少

二 軍役制の空洞化

第三節 世帯の変化とその要因

一 手取り収入の減少

二 奉公人給の上昇

三 侍經濟の長期的趨勢

終章

一 侍・徒士・足輕以下の編成構造

二 侍・徒士・足輕の存在実態

三 近世大名家臣と官僚制化

四 近世社会における兵農分離

五 近代への視座

〔論文の内容〕

近世の武士身分は、將軍、大名、旗本、さらにはその陪臣、郷士の類といった多様な人々を含んでいる。このうち最大の比

重を占めたのが、大名家臣（藩士）である。しかしここにも、家老から足輕に至るまで上下の格式があり、厳格精緻な身分秩序が構築されていた。本論文は、これまで「武士」という名で一括りされてきた大名家臣を、とくに徒士、足輕以下といった下級家臣に注目し、その「社会構造」を明らかにしようとしたものである。ここにいう「社会構造」とは、階層秩序、婚姻養子関係、人口学的構成をさし、それらの分析によって下級武士層の再生産構造について検討している。

まず序章では、研究史の現状と問題点が指摘され、既存研究の問題を克服する具体的方法として、次の三点をあげる。①分析地域を一藩一地域完結型でなく、全国諸藩に拡大すること。②分析階層を上級武士に限らず、末端までの家臣団全体に拡張すること。③分析概念・手法を歴史学に限らず、社会学的概念あるいは統計学的な処理法を用いる。このような分析の改良によって、本研究はつぎのような三つの課題を設定する。第一に、従来、武士社会で一括されてきた大名家臣内部の「違いの構造」を明らかにすること、第二に、その「違いの構造」を踏まえながら、武士身分と官僚制の問題を考察すること、第三に、近世後期における大名家臣の末端部を探り、そこから兵農分離の実態を探ることである。

本文第一部「家格と階層秩序」（第一章―第四章）は、家臣団内部の家格による階層秩序を解明し、その秩序が大名家臣の行動や生活を規定していた様子を明らかにしている。

第一章は、武士の階層秩序について全国諸藩の法制史料を集めて分析したものである。大名家臣団の内部には、「侍、徒士、足輕以下」という格による階層構造が存在し、この構造が秩序維持に機能する様子を、礼儀作法・服装・言葉遣いから具体的に検討している。足輕以下は侍に対して「様」付、土下座が普通であり、侍は足輕を切捨御免とした藩もあった事実に触れる。徒士以上を視覚化するのは、袴・袴の着用であったとし、大名家中法は袴を着用しない者たちと徒士以上とを峻別し、特に厳しい差別を加えていたとする。

第二章は、婚姻関係から、武士身分内部の階層秩序の実態に迫っている。岡山藩および同支藩鴨方藩の婚姻事例の統計的分析から、地理的には藩内婚の比重が大きいこと、しかし、約六十キロの隣藩とは通婚ネットワークがあることを明らかにしている。また階層的には、禄高差二倍以内の範囲で大部分の婚姻関係が取り結ばれ、侍上層ほど階層内婚を志向することも明らかにした。しかしそのいっぽうで、鴨方藩の徒士といった小藩の下層家臣になると、百姓・町人と婚姻することが寧ろ一般的であったという事実にふれ、家格の上下によって武士の婚姻行動に大きな差があることを示唆している。

第三章は、養子関係から武士身分の再生産と階層構造の問題を考察している。侍層の養子率は四割前後にものぼる。養子を利用して身分階層移動が活発化し、世襲身分制が実質的に緩和されていたのではないかとする課題のもと、清末藩の実例が社会学的手法で分析されている。実際には、養子取組が禄高差二

倍以内からほぼ同格の間でなされる場合が殆どであると指摘し、例外的に個人の社会移動を可能にする事例はあるが、養子制度は社会システムとして侍の世襲構造を緩和するものではないとしている。また侍上層は、階層内部で男子を養子として「融通」しあう。このことにより、家が断絶せず侍層の家々の顔ぶれが固定化するため、新規参入が困難になり、異姓養子制はかえって侍層の家の固定化につながったと指摘する。しかし足軽以下の場合には、養子制度の結果が別の方向に働いていた可能性を示唆している。

第四章は、武士の禄高や格式の違いが、現実の経済状態や生活を如何に規定したかを考察している。宇和島藩士の由緒書から、知行取(侍)と切米取(徒士層)の階層別に、初婚年齢および子供数を調査し、侍層は既存研究の指摘ほど低出生ではないこと、しかし徒士層は出生が多いとは言えず、身分内での人口再生産が安定的でないことを明らかにしている。さらに結婚や出生には階層差が存在し、その背景には明らかかな経済的格差があると言及している。

第二部「階層の再生産構造」(第五章、第八章)は、時代と階層により、近世大名家臣の編成と再生産のあり方の差異、侍、徒士、足軽以下の人材補充と再編成の方式について触れる。

第五章は、全国諸藩の法制度の検討から、徒士層の採用・相続規定の変遷を明らかにする。十七世紀の徒士は、肉体的能力を重視され一代限りが多かったが、十八世紀中頃になると三代目

から世襲権が与えられる傾向があったとする。この段階で徒士以上が世襲の武士身分となり、依然として一代抱である足軽以下と階層的性格に差異が生じてくる。こうした現状が、やがて近代以降の士族と卒の区分へと繋がっていったと指摘する。

第六章は、全国諸藩の法制史料を比較検討しつつ、足軽層の編成制度を考察している。ここではとくに足軽の採用規定を分析し、十七世紀には年齢と体格の要件が厳しく、そうした個人的能力を重視した編成がなされているとする。身分要件は、実質的には意味をなしておらず、百姓・町人が足軽に組み入れられる実態を指摘している。また、足軽にも実質的相続権である「足軽株」が存在するが、これは売買譲渡の対象となり、必ずしも実子に相続されない。このように、足軽層は徒士層と異なっており、世襲化に直結しなかった点に着目する。

第七章では、侍、徒士、足軽の相続と世襲化を、法制面だけでなく実態面から明らかにする作業をおこなっている。ここでは松代藩の家臣団が末端に至るまで分析され、実子相続割合や隠居年齢を調査することによって、実態面から武士身分の再生産構造を明らかにしている。無苗字の奉公人が一代抱である実態や、徒士や苗字持の奉公人の相続には上役の能力証明が必要とされ、「従弟」と称する者の相続がかなりの割合に上ることを明らかにしている。

第八章は、山形藩秋元但馬守家中の事例から、譜代組の鉄砲・弓足軽といわれる足軽層の召抱と相続の実態を分析する。この秋元家の譜代足軽には、世襲化している家もあるが、大半は

「看抱」という制度によつて一代抱えの者が入り込み、職役や家筋を受け継いでいたことを指摘し、これまで充分に解明されていなかった末端家臣の再生産構造を、法制度と実態の両面から考察する。

第三部「居住形態と経済構造」(第九章、第十一章)は、大名家臣を侍、徒士、足軽・中間以下の三つに大別し、それぞれの居住や生計構造・経済状態を検証したものである。とくに家臣団の居住形態や、生計の立て方、貧富の状況までを具体的に考察することによつて、これまで充分検討されていなかった武士層の家計と生活実態を明らかにする。

第九章は、一代抱の足軽・中間が、何処から如何にして供給されたのかを、近世後期から明治初年の津山藩の事例で明らかにしている。村方文書によると、城下近村では百姓の家が高い割合で足軽や中間奉公を出している。この場合、奉公する本人のみが苗字を名乗り、家族が耕作を営み、農村に居住しながら奉公に勤めている現状が明らかになった。武家奉公という大量の雇用が城下近村に生み出され、表高十万石、人口約十万人の津山藩では、毎年二四〇〇人(奉公給八四〇〇石)の雇用が生じると算出している。

第十章は、侍、徒士、足軽以下の階層ごとの存在形態を考察する。岡山藩の事例から、侍層の家計状態や徒士層の内職の様子、田畠を経営する足軽・小人の経済状態をも含めて居住と生活が分析されている。概ね徒士以上が城下に居住して「農」か

ら分離されており、足軽は家族や時には本人自身が耕作に携わる実態が明らかにされている。また、足軽以下の武家奉公人が徒士(世襲家臣)として家中に定着するまでの具体的様子を詳細に分析している。

第十一章では、侍層と武家奉公人について、雇用数、家経済の変化等を分析している。ここでは、福島藩板倉家の給人親類書や小田原藩吉岡家の史料を分析することによつて、十七世紀の侍層は一〇〇石あたり四人の軍役人数を、平時から屋敷内に雇用していた事実を明らかにする。さらに幕末期にいたる奉公人雇用数の長期的趨勢をたどり、十八世紀以後、侍層の知行渡し米が実質的に半分以上に切り下げられたため、奉公人の雇用数が小規模なものとなり、幕末期に軍役人数は全く帳簿上のもものとなり、空洞化していく実態を指摘している。

終章では、以上みてきた第一部・第二部・第三部を通じて明らかにした新しい歴史的諸事実に照らして、序章で掲げた課題についての結論を述べている。とくに侍、徒士、足軽以下の階層区分による「違いの構造」の内容を、編成構造と存在形態にわけてまとめている。さらにこれらの階層について、①個人の能力主義による任用、②官職への專業性、③私的的家計と公的行政・軍事手段の分離、といった三点から検討し、官僚制概念について考察している。近世後期の兵農分離については、大名家臣団の雇用の形態から、「徒士以上の兵農分離」「足軽以下の兵農未分離」を指摘する。最後に、近代へのつながりについて言及し、多くの大名家臣団は侍、徒士、足軽以下の「違いの構

造」を完全に克服できず、結果的に近代官僚制に移行できぬまま、廢藩に至ったと結論付けている。

〔論文の評価〕

I 本論文は、近世武士社会についての先行研究を統括し、広く大名の家譜、法令、由緒書、藩政史料などを渉獵することによって新たな視覚から考察を積み上げた、重厚かつ実証的な研究論文である。これまで大名家臣団の研究といえ、せいぜい一つか二つの藩を対象とし、かつ東北や九州といった特定の地域に限られる傾向があった。本論文は分析対象を日本の中央部分から全国規模に広げ、個別事例では山形秋元、烏山板倉、小田原、松代、岡山、鴨方、津山、清末、宇和島の九藩（約八十六万石相当）をとりあげ、また南東北1、関東2、中部1、中国3、四国1といったように、大きな大名領のない畿内近国を除いて、東西に偏りなく分析の網をかけている。これに法制度や財政状態について、一部のこと言及した藩を加えると、大名家の数は五十藩（八七二万石相当）にも及ぶ。これを士族人口で考えると約五十万人以上、すなわち全国の藩士社会の約三分の一に分析の手を伸ばしたことになる。現在の藩政史料の残存を考慮すれば、近世大名家臣の研究としては空前の規模となり、緻密な史料収集、周到な整理・分析による本研究の学術的価値は極めて高いと考えられる。

II 本論文の主眼とするところは、従来、士農工商のなかの

「士」身分として一括して扱われてきた武士層の行動パターンが、決して一色のものではなく、とくに中・上級層武士と下級武士である徒士、足輕以下との間には、かなりの相違がみられることを指摘している点である。たとえば、中・上級層の武士では農民との婚姻はあり得ず、もっぱら武士層内部で行われていた。これに対し徒士以下の下級武士層では、農民との間に婚姻関係を通じて社会的移動があり、より下級であるほど世襲性に乏しく、養子取立や一代限りの奉公形態をなすものが多かった。しかもその場合、本人の身長・体格をはじめ、個人の奉仕能力が重視されたという。下級武士層から中・上級武士層への道はほとんど閉ざされており、逆に下級武士層は上層農民と婚姻・養子縁組を通じてつながっていたとする。このように、たとえ下級とはいえ「武士」階層は決して固定的なものではなく、むしろ流動的かつ弾力的な存在であり、従来の「士農工商」論に鋭い批判をなげかけている。

さらに著者は、従来、武士層と農民層の研究が別個に行われていたのを結合しようとしている。そのため近世武士を経済状態のみならず、居住状況の視点から分析する。下級武士層のうち足輕・中間の多くが農村部に居住し、しばしば農業を兼業とする農民であったという実態を探り、こうした居住環境のなかから、婚姻・養子などのチャンネルを通じて農民層が武士層へととりこまれ、ときには奉公募集によって下級武士になる機会が与えられるといった状況を詳細に検討している。この観察結果は、武士は総て城下町に居住するもので、兵農分離こそ近世社

会の特徴であったとする通説に再考をうながす。制度史の面から描かれている近世武士像に新たな問題を投げかけ、多面的な分析によって「社会構造」を解明しようとする著者の研究意図は高く評価できる。

Ⅲ 本論文の特筆すべき点は、論証にあたって、日本近世史という分野にとらわれず、法制史、歴史人口学、社会学など周辺学問の研究手法や学術概念を摂取して、近世武士社会の立体的な構図を描こうとしたところにある。とくに著者が用いている、ライフ・コース分析といった社会学的概念、分布・相関・検定に関する統計学的な処理は、日本史学の分野では、ほとんど用いられない手法である。

たとえば、養子と禄高の分析にあたって、著者はパス解析の手法を用いる。パス解析は、単純相関ではなく、偏相関、つまり分析対象が一つの状態を越え、次の状態に移っているとき、元の状態が同じ変数からどれだけ影響を受けるかを分析する。測定は、「実父兄から養父へ養子に入るとき、禄高がどれだけ影響したか」についておこなわれ、結果は「一旦、養父の家に入れば、養父禄高をほぼ受け継ぐので、養父禄高の本人禄高(へ)の影響は0.9に及ぶ。(中略)養子に出た場合でも、本人禄高に実父兄禄高が養父禄高を経由して間接的に $0.527 \times 0.953 = 0.5$ の影響を及ぼしていた」としている。つまり、実父兄の禄高と本人の禄高の関係は、実父兄と養父の禄高の関係、さらに養父と本人との二つの関係を合成し、0.5の影響を受けたと

する。

また、岡山藩士と通婚した百姓の村内役職を考察した第6-1表では、 χ^2 乗検定の結果、P値が非常に低い。それゆえに「岡山藩士が百姓の娘を妻とすることは幾分かあつても、岡山藩士の武家の娘が百姓の妻になることは極めて稀であつた」といった結論に達することが、統計的に証明される。

相互の関係をみていく場合、史料の記述や推測だけに頼って考察していくよりも、相関係数や χ^2 乗検定を用いて検討すれば、そこに偶然性を排除した、はるかに実証的な研究となり、結果として高い信頼性を与えることになる。前近代史料を用いて統計学的処理をおこなうことは、すでに欧米では social science history あいはい quantitative history の分野で確立されているところである。著者がそうした学問領域を十分に理解し、社会科学や統計学の方法をマスターしながら積極的に歴史学研究との結合をはかった姿勢は、大きな前進であると同時に、今後の日本史研究のありかたに重要な課題を投げかけている。

〔問題点〕

I 総じて本論文は、膨大な名家の史料を収集し、緻密な分析と壮大な構想によって近世武士社会を描こうとする。しかしながら、なおも史料的な制約は免れがたく、検証が不十分にもかかわらず、局地的な事実発見を当時の日本の全体像に置き換えて論述している箇所がままある。たとえば第一章では、近世大名家の格と礼の秩序について、武士が道で出会った時のお

辞儀の仕方（会釈程度か、地面に膝をつけるか）、帯刀や袴・袴の着用義務の範囲、書札札にみられる「様」「殿」の使用義務、下級武士にみられる下駄脱ぎや履物の規定など十一の事例を検証するために、合計二十一藩の規則を用いる。これが各大名家の「個性」を明らかにする作業であるならばよいが、不足している部分を他藩の規則で補足しながら全体像とするのは、いささか乱暴な感がある。また藩法を用いる場合、その法の実際の運用についての追求も重要である。どちらかという歴史の静止した状態を書き留めた藩法から生きた人間社会を描こうとすると、その実相が把握できない憾みがある。他章とのバランスからみても、ここはさらなる工夫が求められる。

II 著者は、武士社会を侍（十分）、徒士、足軽以下の三層を基本に考え、とくに徒士と足軽、あるいは中・上級層と足軽以下といった比較が、基本的な問題関心となっている。しかし近世大名家臣には、こうした単一の線では律し切れない面があるのではないだろうか。たとえば戦国時代の旧領主の遺臣や、新田開発に伴う郷士層等を内部に抱えている大名家、あるいはかれらが農村部で上級百姓層を形成している藩がある。本論文は、日本の中央部に位置する諸藩を中心に分析したため、在郷給人などの郷士制度が大規模に展開していた東北・九州の地域の特質がいまひとつ反映されていない。著者の主張する下級武士層と農民層との関わりに、これらの要素がどのように取り込まれていくのか、残された課題である。

III 武士の人口学的な特徴への言及についても、若干の問題点が指摘される。武士の人口学的分析には、これまた多大な史料制約があり、本論文の考察もそうした制約のもとになされている。そのためもあって、第四章の宇和島藩士の出生力に関する分析には問題がある。この章は、早婚にもかかわらず少子とされてきた武士身分の人口学的特徴の矛盾を明らかにしようとしたもので、武士・百姓・町人の身分間の結婚年齢や子供数の比較を試みている。この指摘は重要だが、事例数も限られており、しかも史料には死産や幼児死亡などの記載が欠けている。このため武士の子供数の多寡を、女性の出生力からでなく、男性当主の平均出生届数で論じるなど、分析手法にいささかの疑問が生じる。

以上のような問題や課題点を抱えているとはいえ、本論文は「近世武士」の実像を鮮やかに描き出した労作といえる。当該分野の研究に寄与するに十分な成果をあげたものと判断し、博士（史学）の学位を授与するにふさわしい業績と認定する。

論文審査担当者

主査 慶應義塾大学文学部教授 文学博士 田代 和生
副査 慶應義塾大学文学部教授 文学博士 高瀬弘一郎
副査 麗澤大学国際経済学部教授 経済学博士 速水 融